

A 4 雇用契約日から14日を超えた試用期間中に解雇する場合は、少なくとも30日前に解雇予告をするか、予告しない場合は「解雇予告手当」として30日分以上の平均賃金（平均賃金を支払った日数分だけ予告日数を短縮できる）を支払わなければなりません。

[解説]

「試用期間」と類似した言葉に「試みの使用期間」があります。これは雇用契約日から14日以内の期間を指します。この期間内であれば原則、解雇予告をしなくても解雇することは可能です。とはいえ、一度採用した従業員を解雇するには合理的な理由が必要です。

就業規則で定める「試用期間」とは、正社員を解雇する時よりも少しだけ要件が緩和される期間であると解釈されています。したがって、新入従業員が診療所で勤務できそうかどうかを判断するには14日以内が望ましいのですが、その期間内で適格性を見極めるのは難しいことです。そこで、中途採用者については一旦、トライアル的に2か月間の有期雇用契約従業員として勤務してもらい、その適格性を判定した上で2か月後に本採用とする方策も考えられます。